

石川県公報

令和 8 年 6 月 30 日

第 1 3 9 2 0 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		雑 報	
○随意契約の相手方等 (デジタル推進監室)	1	○一般国道の供用の開始 (同)	3
○特定計量器の定期検査の実施 (経営支援課)	1	○一般国道の供用の開始 (同)	4
○令和 8 管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について (まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、まだら本州日本海北部系群並びにぶり) (水産課)	2	○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	4
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	3	○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正 (同)	4
		○石川県市町村職員共済組合決算公告	4

告 示

石川県告示第225号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり相手方等について告示する。

令和 8 年 6 月 30 日

石川県知事 山 野 之 義

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
石川県情報セキュリティクラウド構築 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部デジタル推進監室県庁デジタル推進課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和 8 年 5 月 12 日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
北陸通信ネットワーク株式会社
金沢市西念 1 丁目 1 番 3 号
- 随意契約に係る契約金額
122,892,000 円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 1 号の規定に該当するため

石川県告示第226号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により、特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）の定期検査を次のとおり実施する。

令和 8 年 6 月 30 日

石川県知事 山 野 之 義

知事が指定する場所で実施する検査

区 域	日 時	場 所
能美市全域	令和8年8月4日(火) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	寺井地区公民館
中能登町全域	令和8年9月1日(火) (午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	社会福祉センター 大ホール
加賀市のうち 湖北小学校、片山津小学校、動橋小学校、分校小学校及び作見小学校の各通学区域	令和8年9月3日(木) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	動橋地区会館
加賀市のうち 橋立小学校及び金明小学校の各通学区域	令和8年9月4日(金) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	橋立地区会館
加賀市のうち 錦城小学校、錦城東小学校、三谷小学校及び南郷小学校の各通学区域	令和8年9月8日(火) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	かが交流プラザさくら 多目的エントランスホール
加賀市のうち 山中地区並びに山代小学校、東谷口小学校、庄小学校及び勅使小学校の各通学区域	令和8年9月10日(木) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	山代地区会館
能登町のうち 内浦地区	令和8年10月1日(木) (午後1時から午後3時まで)	内浦総合支所
能登町のうち 柳田地区	令和8年10月6日(火) (午後0時30分から午後3時まで)	柳田総合支所
能登町のうち 能都地区	令和8年10月8日(木) (午後0時30分から午後3時まで)	能登町役場
穴水町全域	令和8年10月15日(木) (午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	穴水町B&G海洋センター
羽咋市全域	令和8年10月20日(火) (午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	屋内ゲートボール場 すばーく羽咋

石川県告示第227号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群A海域、まだら本州日本海北部系群並びにぶりに関する令和8管理年度(令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。以下同じ。)における数量を次のように定めた。

令和8年6月30日

石川県知事 山 野 之 義

まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群A海域、まだら本州日本海北部系群並びにぶりに関する令和8管理年度における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 まさば及びごまさば対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
7,800トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県西海地区中型まき網漁業	2,700トン
石川県輪島地区中型まき網漁業	1,100トン
石川県定置網漁業	2,400トン
石川県その他漁業	現行水準

第 2 ずわいがに日本海系群 A 海域

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

329トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	329トン

第 3 まだら本州日本海北部系群

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

試行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	試行水準

第 4 ぶり

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

試行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	試行水準

石川県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和8年7月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和8年6月30日

石川県知事 山 野 之 義

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長 (m)	
249号	鳳珠郡能登町字本木ト字3番1地先から 鳳珠郡能登町字本木ト字8番甲1地先まで	旧	7.70~17.00 187.6	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	同上及び 鳳珠郡能登町字本木ト字3番1地先から 鳳珠郡能登町字本木ト字8番甲1地先まで	新	同上及び 7.70~33.68 187.6	

石川県告示第229号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和8年6月30日から同年7月14日まで縦覧に供する。

令和8年6月30日

石川県知事 山 野 之 義

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
野々市鶴来線	白山市鶴来本町二丁目ワ38番1地先から 白山市鶴来本町二丁目ワ40番1地先まで	令和8年6月30日	石川土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第230号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和8年7月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和8年6月30日

石川県知事 山 野 之 義

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
249号	鳳珠郡能登町字本木ト字3番1地先から 鳳珠郡能登町字本木ト字8番甲1地先まで	令和8年7月2日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第231号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、令和8年8月24日から施行する。

令和8年6月30日

石川県知事 山 野 之 義

表の株式会社北国銀行中央市場支店の項中「金沢市西念4丁目」を「金沢市広岡2丁目」に改める。

石川県告示第232号

石川県証紙売りさばき人指定（昭和48年石川県告示第380号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和8年6月30日

石川県知事 山 野 之 義

2の輪島市の表中

2	石川県猟友会輪島支部長 高元政広	輪島市町野町	輪島市三井町洲衛	を
2	石川県猟友会輪島支部長 福島義浩	輪島市河井町	輪島市三井町洲衛	に改める。

雑 報

石川縣市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、令和7年度決算の要旨を次のとおり公告する。

令和8年6月30日

石川縣市町村職員共済組合
理事長 栗 貴 章

1 組合に属する地方公共団体等

計	12,498,842	19,012,911	1,232,742	76,833	3,080	0	292,776	435,199	294,014	861,241	7,563	0
差引当期利益金	370,329	-	-	-	-	-	△9,487	13,719	△16,503	355,555	275	0
年度末支払準備金	902,815											
年度末資本剰余金												
年度末利益剰余金	2,517,126	-	-	-	-	-	503,196	1,159,780	707,165	10,020,722	337,552	145